商品種別算定基準(PCR)

(認定 PCR 番号: PA-CM-01)

対象製品:水産加工食品

2011年9月22日 公表

カーボンフットプリント算定・表示試行事業

※なお、認定PCRの有効期限は、カーボンフットプリント算定・表示試行事業の実施期間(平成24年3月31 日までを予定)とする。ただし、有効期限までの間に認定PCRが改訂された場合においては、改訂後のものを有効とする。

"水産加工食品"

Product Category Rule of "Processed sea foods"

この PCR に記載されている内容は、カーボンフットプリント制度試行事業期間中において、関係事業者等を交えた議論の結果として、PCR 改正の手続を経ることで適宜変更および修正することが可能である。なお、この PCR の有効期限は試行事業の終了が予定される平成 24 年 3 月 31 日までとする。

No.	」か予定される平成24年3月 項目	内容
1	適用範囲	この PCR は、カーボンフットプリント制度において「水産加工食品」を対象とする算定
		および表示に関する規則、要求事項および指示事項である。
2	製品の定義	
2-1	製品の属する分類の説明	この PCR は、JAS 法に基づく加工食品品質表示基準 別表 1(平成 21 年 4 月 9 日改
		正)に定められた、以下に分類される製品を対象とする。
		18 加工魚介類
		素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類、塩蔵魚介類、缶詰魚介類、加工水産物
		冷凍食品、練り製品、その他の加工魚介類
		19 加工海藻類
		こんぶ、こんぶ加工品、干のり、のり加工品、干わかめ類、干ひじき、干あらめ、
		寒天、その他の加工海藻類
		20 その他の水産加工食品
		その他 18 および 19 に分類されない水産加工食品
2-2	対象とする構成要素	構成要素は、次の通り。
		・本体
		·容器包装
	711111111111111111111111111111111111111	・同梱する付属品
3	引用規格および PCR	次の PCR は、この PCR の一部を構成する。
		・PA-BB 紙製容器包装(中間材) ・PA-BC プラスチック製容器包装
		・PA-BD 金属製容器包装(中間材)
		*PA-BE ガラス製容器(中間材)
		・PA-CG 調味料関連製品
4	用語および定義	① 調味料
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	水産原材料の味付けのために生産段階で使用されるもの(例:塩、砂糖、醤油
		等)。
		② 添加物
		食品の製造の過程においてまたは食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添
		加、混和、浸潤その他の方法によって使用するものをいう(食品衛生法 第四条
		2)。
		③ 添付調味料
		商品に添付される調味料を指す(例:うなぎのタレ、山椒等)。
		④ 付属品
		はし、スプーン等、製品を食する際に使用する付属品。
		(5) 種苗
		植物体の全部又は一部で繁殖の用に供されるもの。(種苗法 第二条 3)
		(例:「もずく」、「のり」などの養殖で用いる) ⑥ 飼料
		② - 即称 養殖魚の栄養に供することを目的として使用される物。 (飼料安全法 第二条2)
		後地点の未養に供りることを自己として使用される物。(時代女主伝 第二朱 2) (7) 用水
		水産原材料生産の養殖や加工場生産プロセスで用いる水のこと。
		※ その他資材
		© C 1 1 1 2 1 1 1

		養殖時に使用する薬品および消耗品など。
		⑨ 輸送資材
		原材料および製品の品質保持、温度管理を目的とした保冷材も含む、輸送時に
		使用する資材。
5	対象範囲	15-ta)((1)) of
5-1	算定の単位	・販売単位とする
5.2	ニノマルノカル氏型	・製品が不定貫の場合は、単位重量(100g あたり)でも可とする
5-2	ライフサイクル段階	全ライフサイクル段階を対象とする。 ① 原材料調達段階
		② 生産段階
		③ 流通段階
		④ 使用・維持管理段階
		⑤ 廃棄・リサイクル段階
6	全段階に共通して適用する	
6-1	ライフサイクルフロー図	附属書 A(規定)にライフサイクルフロー図を示す。ただしこの図は、ライフサイクル各 段階の対象範囲を特定するための概念図である。GHG 排出量の算定時には、この 概念図を参考に、対象とする水産加工食品ごとに詳細なライフサイクルフロー図を作 成する。その際に、この図を基本とすることが望ましいが、この図に限定するものでは ない。
6-2	データの収集範囲	各段階において存在しないプロセスについては、評価する必要はない事務部門および研究部門などの間接部門は対象としないが、直接部門だけを切り 出すことが困難な場合は間接部門を含んでもよい製品を生産する設備などの資本財は対象外とする
		・ 地域差はその違いを考慮し、各地域の一次データをもとに適切に算出する
6-3	データの収集期間	 原則直近の1年とする。ただし養殖プロセスにおいて1期が1年より長い場合は、収集期間を直近の連続した1期としても良い 直近の1年または1期のデータを利用しない場合は、データの妥当性について検証の対象とする
6-4	配分	・重量比で配分する
		・ 重量比以外(重量以外の物理量、経済価値等)を使用する場合は、その根拠および妥当性は検証の対象とする
6-5	カットオフ	カットオフは、シナリオや類似データ、推計データを活用して代替することを優先し、 それが困難な場合に限り実施することができる。その場合は、カットオフの範囲を明確 にし、その GHG 排出量が、総ライフサイクル GHG 排出量の 5 %以内となることを示さ なければならない。
6-6	その他	【自家発電に関する規定】 サイト内において自家発電を行い、この電力を当該商品の生産に使用している場合には、自家発電に投入している燃料の量を一次データとして収集し、その製造および燃焼にかかる GHG 排出量を算定する。
		 【輸送に関する規定】 全てのサイト間輸送を計上する 燃料法、燃費法、トンキロ法のいずれかで、できる限り一次データを収集する 輸送距離の測定はナビゲーションソフトからの情報でもよいものとする 輸送時の燃料消費に伴う GHG 排出量の算定方法を附属書 B(規定)に示す 一次データの収集が困難な場合には附属書 C(規定)を参照する 国際間輸送距離は、カーボンフットプリント制度試行事業事務局が「参考データ」として用意したものを使用する 冷蔵、冷凍、チルドのトラック輸送を行う場合には、カーボンフットプリント制度試行

事業事務局が「参考データ」として用意したものを使用する 【廃棄物等の取り扱いに関する規定】 ・バイオマスを焼却した際に発生するCO₂排出量は考慮しない ・バイオマス以外の焼却による廃棄物由来の GHG 排出量については、廃棄物が含 有する炭素成分の全てが燃焼により CO。となって排出されるとしてよい。 廃棄物の 炭素成分の含有量については、商品仕様による素材の重量構成比に化学組成に 基づく素材単位量中の炭素成分量を乗じて算定してよい ・間接効果による GHG 削減量は計上しない 【リサイクル材、リユース品の評価に関する規定】 ・リサイクルされるものは、輸送およびリサイクルの準備プロセスまでの GHG 排出量 を計上する ・投入物としてリサイクル材、リユース品を使用する場合、その製造および輸送に係る GHG 排出量には、リサイクルの準備が整ったものの輸送以降のプロセス(再生処理 など)やリユースプロセス(例:回収、洗浄など)に伴う GHG 排出量を含める 【地下水の取り扱い】 用水に地下水を使用している場合は、地下水を汲み上げる際に必要なエネルギーを 計上する。 【一次データ収集に関する規定】 一次データの測定方法は、次の2通りが存在し、どちらの測定方法を用いてもよい。 ① プロセスの実施に必要な作業や機器、設備の稼動単位(稼働時間、稼動面積、 稼動距離など)ごとに入出力項目の投入量や排出量を把握し積上げる方法 (例:設備の使用時間×設備の時間あたりの燃料消費=燃料投入量) この測定方法を用いた場合は、同様の積上げ計算を同じサイトで生産されるこの PCR 対象製品以外の他の生産物に対しても適用し、全生産物の積上げ結果の総 合計が、サイト全体の実績値から大きく外れるものではないことを示すこととする。 機器、設備の稼動単位(稼働時間、稼動面積、稼動距離など)は、管理日誌、管理 ソフトウェアなどの記録を情報源としてよい。 ② 事業者単位の一定期間の実績値を生産物間で配分する方法 (例:年間の燃料の総投入量を生産された水産原材料の間で配分) この測定方法を用いた場合は、6-4 の配分方法に従う。なお、投入量は、実測と するが、配合基準書を基データ(ただし、ロス率が考慮されていること)として算定 しても良い。ただし、データの妥当性に問題ないことを検証時に示すこととする。 原材料調達段階に適用する項目 7-1 データ収集範囲に含まれ 原材料調達段階は次のプロセスを対象とする。 るプロセス ① 「飼料」の製造および輸送に係るプロセス ② 「調味料」の製造および輸送に係るプロセス ③ 「添加物」の製造および輸送に係るプロセス ④ 「添付調味料」の製造および輸送に係るプロセス ⑤ 「容器包装」の製造および輸送に係るプロセス ⑥ 「付属品」の製造および輸送に係るプロセス 7-2 データ収集項目 次の項目のデータ収集を行う。 ① 「飼料」の製造および輸送に係るプロセス ・「飼料」の投入量 ・「飼料」の製造および輸送に係る単位あたりライフサイクル GHG 排出量 ② 「調味料」の製造および輸送に係るプロセス ・「調味料」の投入量

	T	February Line - Holyd and Annah Market Market National Annah Annah Market National Annah
		・「調味料」の製造および輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量
		③「添加物」の製造および輸送に係るプロセス
		・「添加物」の投入量
		・「添加物」の製造および輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量
		④ 「添付調味料」の製造および輸送に係るプロセス
		・「添付調味料」の投入量
		・「添付調味料の容器包装」の投入量
		・「添付調味料」の製造および輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出
		量
		⑤ 「容器包装」の製造および輸送に係るプロセス
		・「容器包装」の投入量
		・「容器包装」の製造および輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量
		⑥「付属品」の製造および輸送に係るプロセス
		・「付属品」の投入量
		・「付属品の容器包装」の投入量
		・「付属品」の製造および輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量
7-3	一次データ収集項目	② 「調味料」の製造および輸送に係るプロセス
		「調味料」の投入量
		③ 「添加物」の製造および輸送に係るプロセス
		「添加物」の投入量
		④ 「添付調味料」の製造および輸送に係るプロセス
		「添付調味料」の投入量
		⑤ 「容器包装」の製造および輸送に係るプロセス
		「容器包装」の投入量
		⑥ 「付属品」の製造および輸送に係るプロセス
		「付属品」の投入量
7-4	一次データの収集方法お	特に規定しない。
	よび収集条件	
7-5	シナリオ	輸送に関しては、一次データの収集が困難な場合は附属書 C(規定)のシナリオを使
		用してもよい。
7-6	その他	【複数の調達先からデータ収集する場合の特例】
		複数の調達先から原材料を調達している場合には、全ての調達先について一次デー
		タを収集することが望ましいが、調達先が多岐にわたる場合には、調達量全体の50%
		以上について一次データを収集し、その加重平均値を残りの調達量の二次データと
		して使用しても良い。
		【ライフサイクル GHG 排出量を一次データとして算定する場合の規定】
		原材料調達段階におけるGHG排出量を一次データとして算定する場合には、PA-BB
		紙製容器包装(中間材)、PA-BC プラスチック製容器包装、PA-BD 金属製容器包装
		(中間材)、PA-BE ガラス製容器(中間材)の原材料調達段階および PA-BC 調味料関
		連製品の規定に準拠することとする。
		【容器包装に関する特例】
		い。
8	生産段階に適用する項目	
8-1	データ収集範囲に含まれ	次のプロセスを対象とする。
	るプロセス	① 「水産原材料(漁獲)」の生産プロセス
		② 「水産原材料(養殖)」の生産プロセス
		③「原材料受け入れ保管」プロセス
	J	S WELL YOU MANDER OF CO.

		・水産原材料の選別や処理するまでに一時保管するプロセス
		④ 処理プロセス
		・洗浄プロセス
		・水産原材料から規格外品、非可食部および夾雑物の除去プロセス
		・カット等の成型プロセス
		⑤ 調理プロセス
		・選別および処理プロセスを経た水産原材料を調味料、添加物等を加え調理、加
		熱するプロセス
		⑥ 包装プロセス
		⑦ 加工場保管プロセス
		⑧ サイト間輸送に係るプロセス
		※生産段階の各プロセスが複数のサイトで分割して生産が行われ、かつ、サイト
		間の輸送が発生する場合のみ、データの収集を行う。
		⑨ 廃棄物処理に係るプロセス
		生産段階の各プロセスで排出される廃棄物の処理プロセス
		⑩ 廃水の処理に係るプロセス
8-2	データ収集項目	次の項目のデータ収集を行う。
		① 「水産原材料(漁獲)」の生産プロセス
		・「水産原材料(漁獲)」の生産量
		・「水産原材料(漁獲)」の製造および輸送に係る単位あたりのライフサイクル
		GHG 排出量
		② 「水産原材料(養殖)」の生産プロセス
		・「水産原材料(養殖)」の生産量
		・「水産原材料(養殖)」の製造および輸送に係る単位あたりのライフサイクル
		GHG 排出量
		・「種苗」、「稚魚」の投入量
		・「種苗」、「稚魚」の製造および輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出
		量
		・「用水」の投入量
		・「用水」の供給に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量
		・「その他資材」の投入量
		・「その他資材」の製造および輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出
		量
		・「燃料」および「電力」の投入量
		・「燃料」および「電力」の使用に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量
		・「廃棄物」、「廃水」の排出量
		③ 「原材料受け入れ保管」プロセス
		・「燃料」、「電力」、「上水」の投入量
		・「燃料」、「電力」、「上水」の使用に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量
		・「廃棄物」、「廃水」の排出量
		④ 処理プロセス
		・「燃料」、「電力」、「上水」の投入量
		・「燃料」、「電力」、「上水」の使用に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排
		出量
		・「廃棄物」、「廃水」の排出量
		⑤ 調理プロセス
		・「燃料」、「電力」、「上水」の投入量
		・「燃料」、「電力」、「上水」の使用に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排
		出量
		・「廃棄物」、「廃水」の排出量
1	1	I .

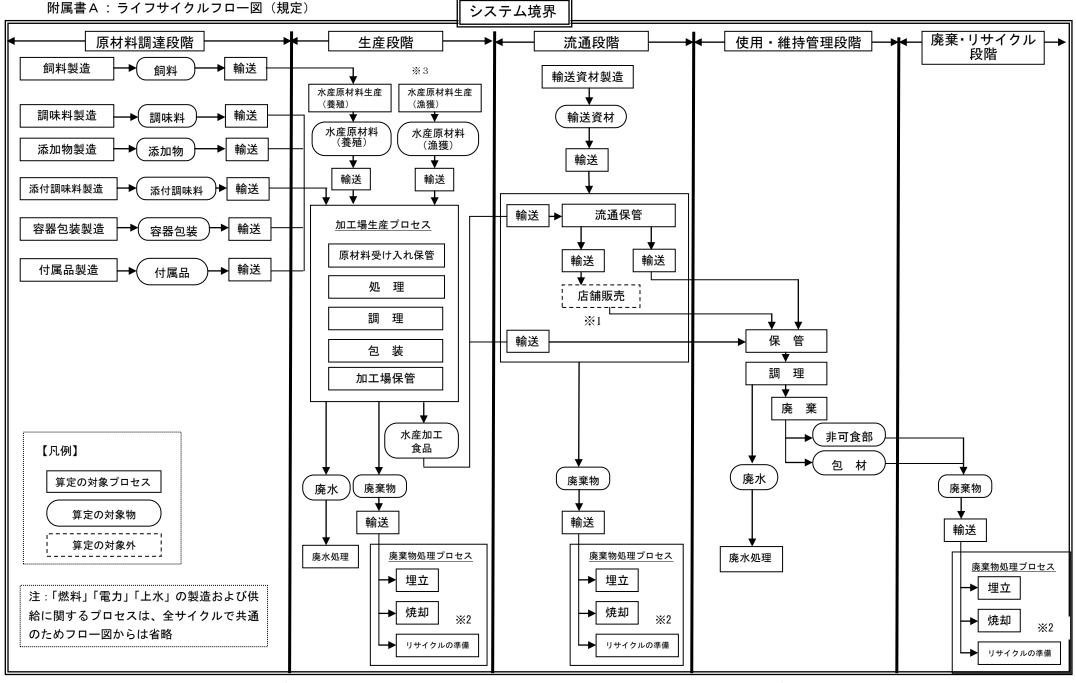
		⑥ 包装プロセス
		・「燃料」、「電力」の投入量
		・「燃料」、「電力」の使用に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量
		・「廃棄物」、「廃水」の排出量
		⑦ 加工場保管プロセス
		・「燃料」、「電力」の投入量
		・「燃料」、「電力」の使用に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量
		・「廃棄物」、「廃水」の排出量
		⑧ サイト間輸送に係るプロセス
		・輸送物の重量
		・輸送に伴う単位あたりのライフサイクル GHG 排出量
		⑨ 廃棄物処理に係るプロセス
		「廃棄物」の輸送および処理に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量
		・リサイクルされる「廃棄物」の量
		・リサイクルされる「廃棄物」の輸送およびリサイクルの準備プロセスに係る単位あ
		たりのライフサイクル GHG 排出量
		⑩ 廃水の処理に係るプロセス
		・「廃水」の処理に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量
8-3	一次データ収集項目	次の項目は一次データを収集する。
		①「水産原材料(漁獲)」の生産プロセス
		「水産原材料(漁獲)」の生産量
		②「水産原材料(養殖)」の生産プロセス
		「水産原材料(養殖)」の生産量
		③「原材料受け入れ保管」プロセス
		・「水産原材料」、「燃料」、「電力」、「上水」の投入量
		・「廃棄物」、「廃水」の排出量
		④ 処理プロセス
		・「燃料」、「電力」、「上水」の投入量
		・「廃棄物」、「廃水」の排出量
		⑤ 調理プロセス
		・「調味料」、「添加物」、「燃料」、「電力」、「上水」の投入量
		・「水産加工食品」の生産量
		・「廃棄物」、「廃水」の排出量
		⑥ 包装プロセス
		・「燃料」、「電力」の使用量
		・「廃棄物」、「廃水」の排出量
		⑦ 保管プロセス
		・「燃料」、「電力」の使用量
		・「廃棄物」の排出量
		⑧ サイト間輸送に係るプロセス
		・「輸送物」の重量
		⑨ 廃棄物処理に係るプロセス
		・リサイクルされる「廃棄物」の量
8-4	一次データの収集方法お	廃水の排出量を収集できない場合は、上水の投入量を廃水の排出量とみなしてもよ
	よび収集条件	V' _o
8-5	シナリオ	「サイト間輸送」、「廃棄物の生産サイトからの輸送」に関しては、一次データの収集が
		困難な場合は附属書 C(規定)のシナリオを使用してもよい。
8-6	その他	【生産サイトが多岐にわたる場合の特例】
		生産サイトが多岐にわたる場合には、主要なサイトの合計が、生産量全体の95%以上
		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

		カバーすることを条件に、主要サイトの一次データを残りのサイトに代用してもよい。
9	流通段階に適用する項目	
9-1	データ収集範囲に含まれ	次のプロセスを対象とする。
	るプロセス	① 輸送関連プロセス
		生産サイトから消費者の手にわたるまでの輸送に係るプロセス
		② 流通保管プロセス
		物流倉庫における保管に係るプロセス
		③ 廃棄物処理プロセス
		リサイクルされるものについては、リサイクルの準備プロセスまでの GHG 排出量
		を計上する。
9-2	データ収集項目	次の項目のデータ収集を行う
		① 輸送関連プロセス
		・「水産加工食品」の重量
		・「輸送」に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量
		・「輸送資材」の重量
		・「輸送資材」の製造および輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量
		・「廃棄物」の排出量
		② 流通保管プロセス
		・「燃料」、「電力」の使用量
		・「燃料」、「電力」の供給および使用に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出
		量
		・「廃棄物」の排出量
		③ 廃棄物処理プロセス
		・「廃棄物」の輸送および処理に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量
		・リサイクルされる「廃棄物」の量
		・リサイクルされる「廃棄物」の輸送およびリサイクルの準備プロセスに係る単位あ
		たりのライフサイクル GHG 排出量
9-3	一次データ収集項目	次の項目は一次データを収集する。
		① 輸送関連プロセス
		・「水産加工食品」の重量
		・「輸送資材」の重量
		・「廃棄物」の排出量
		② 流通保管プロセス
		・「燃料」、「電力」の使用量
		•「廃棄物」の排出量
		(3) 廃棄物処理プロセス
		・リサイクルされる「廃棄物」の量
9-4	一次データの収集方法お	特に規定しない。
<i>7</i> -1	よび収集条件	1911~7元AC いよv '0
9-5	シナリオ	輸送に関しては、一次データの収集が困難な場合は附属書 C(規定)のシナリオを使
9-3	√ ∫)/A	・ 開してもよい。
0.6	2のh	
9-6	その他	【輸送ルートが多岐にわたる場合の特例】
		輸送ルートが多岐にわたる場合、輸送量全体の 50 %以上について一次データを収集し、収集できないルートについては収集したルートの平均値で代用してもよい
10	店田。继拉笠珊叭(NH) ァ マロー	集し、収集できないルートについては収集したルートの平均値で代用してもよい。
10	使用・維持管理段階に適用で	
10-1	データ収集範囲に含まれ	次のプロセスを対象とする。
	るプロセス	① 保管プロセス
10.5	~ hin #	②調理プロセス
10-2	データ収集項目	次の項目についてデータ収集を行う。

		① 保管プロセス
		・「水産加工食品」の投入量
		② 調理プロセス
		・「電力」、「燃料」、「上水」の投入量
		•「廃水」の排出量
		・「上水供給」、「廃水処理」、「電力の供給と使用」および「ガスの供給と使用」に係る
		単位あたりのライフサイクル GHG 排出量
10.2	<u> </u>	
10-3	一次データ収集項目	特に規定しない。
10-4	一次データの収集方法お	特に規定しない。
	よび収集条件	
10-5	シナリオ	【調理シナリオ】
		調理プロセスにおいては、この PCR 内で特定のシナリオを設定しない。
		「水産加工食品」は多様で、調理方法の特定が困難であり、一部の製品は調理を必要
		とせず喫食が可能なものもある。そのため、以下のような調理方法を設定して算出す
		る。調理シナリオの選択の妥当性については検証の対象とする。
		① 調理を必要としない場合は、データ収集は行わない。
		② 商品パッケージに記載の調理方法を調理のシナリオとする。
		③ 商品パッケージに記載がない場合でも、ウェブサイトで調理方法が記載されてい
		る場合は、それをシナリオに用いる。
		④ 上記が無い場合は、類似製品の調理方法をシナリオに用いる。
		【冷凍冷蔵保管シナリオ】
		水産加工食品の保管については、主として冷凍冷蔵庫における冷凍保管、冷蔵保管
		が想定される。しかし、冷凍冷蔵保管期間は、地域特性や消費サイクルの影響を受
		け、多くのパターンが存在するものと想定されるため、次のシナリオを適用する。
		① 冷凍冷蔵保管に使用する冷蔵庫
		・冷却方式 間冷式
		・定格内容積 401~450 リットル
		·年間消費電力 432 kWh/年(平均値)
		「省エネ性能カタログ 2009 夏」(資源エネルギー庁)に掲載されている上記定格
		内容積の機器のうち、省エネ基準達成率 100 %以上の平均値
		※年間消費電力量を定格内容積のヘ平均値で除算し、負荷量を定格内容積の
		70%として算出し、得られた値:1.39 kWh/年を製品 1 リットル当たりの年間
		消費電力量とする。
		② 製品の容量
		製品の縦、横、高さ(いずれも最大値)を乗算し、算定する。
		袋品の根で期間
		0 200
		a) 開封前から冷蔵が必要な製品
		対象製品で設定された賞味期間のすべてとする。
		b) 開封後に冷蔵が必要な製品
		対象製品で設定された賞味期間のすべてとする。実際の開封後の保管期間
		が賞味期限よりも短い場合は、その保管期間を客観的な調査や科学的根拠等
		を用いて示すことで、そのデータを元に保管期間を設定することができるが、
		その妥当性は検証の対象とする。
10-6	その他	特に規定しない。
11	廃棄・リサイクル段階に適用	する項目
11-1	データ収集範囲に含まれ	次のプロセスを対象とする。
	るプロセス	①「廃棄物」の輸送プロセス
		②「廃棄物」の処理プロセス
11-2	データ収集項目	次の項目のデータ収集を行う。
11-2	/ / 仏未识日	リハマアスロマノノ / N.米で11.70

		C February 180V 0
		①「廃棄物」の輸送プロセス
		・「容器包装」、「食品残渣」の廃棄量
		・「容器包装」、「食品残渣」の処理施設までの輸送に係る GHG 排出量
		②「廃棄物」の処理プロセス
		・「容器包装」、「食品残渣」のうち、処理施設で焼却される量
		・「容器包装」、「食品残渣」のうち、焼却処理に係る単位あたりのライフサイクル
		GHG 排出量
		・「容器包装」、「食品残渣」のうち、処理施設で埋立される量
		・「容器包装」、「食品残渣」のうち、埋立処理に係る単位あたりのライフサイクル
		GHG 排出量
		・「容器包装」、「食品残渣」のうち、処理施設でリサイクルされる量
		「容器包装」、「食品残渣」の輸送およびリサイクルの準備プロセスに係る単位あ
		たりのライフサイクル GHG 排出量
11-3	一次データ収集項目	次のデータは一次データを収集する。
		①「容器包装」、「食品残渣」の処理施設への輸送プロセス
		・「容器包装」の廃棄量
11-4	一次データの収集方法お	家庭での「容器包装」の廃棄量については、製品の容器包装が全て廃棄されると考え
	よび収集条件	るため、商品仕様の容器包装重量を用いる。データ収集期間は、指定しない。
11-5	シナリオ	① 食品残渣廃棄シナリオ
		家庭から廃棄された非可食部の食品残渣の量は、一次データを収集することが
		望ましいが、次のシナリオを使用して算定してもよい。
		・「非可食部」の廃棄量を「食品残渣の廃棄量」とする
		・非可食部を除く可食分については全量が消費され、食べ残しは発生しないもの
		とする
		・非可食部の割合は、文部科学省「五訂増補日本食品標準成分表」に示される廃
		棄率を用いる。該当製品の記載がない場合は、類似製品の廃棄率を用いてもよ
		い。その場合の妥当性については検証の対象とする
		② 廃棄物の輸送シナリオ
		家庭から廃棄された容器包装および食品残渣(非可食部)の処理施設までの輸送
		に関する GHG 排出量の算定は、一次データを収集することが望ましいが、附属
		書 C(規定)のシナリオを使用してもよい。
		③ 食品残渣の処理シナリオ
		処理施設に送られた食品残渣の処理方法ついては、一次データの収集が望まし
		いが、次のシナリオを使用してもよい。シナリオの内容は「一般廃棄物の排出およ
		び処理状況等(平成 18 年度実績)」(環境省)における一般廃棄物の処理状況を
		適用したものである。
		・92 %が焼却処理される
		・3%が直接埋立処理される
		・5%がリサイクル処理される
		④ 容器包装の処理シナリオ
		PA-BB 紙製容器包装(中間材)、PA-BC プラスチック製容器包装、PA-BD 金属
		製容器包装(中間材)、PA-BE ガラス製容器(中間材)の廃棄・リサイクル段階のシ
		ナリオに従う。
11-6	その他	特に規定しない。
12	二次データ適用項目	 「カーボンフットプリント制度試行事業用 CO₂ 換算量共通原単位データベース(暫
		定版)」(以下、共通原単位データベース)においてデータが提供されているもの
		• 共通原単位データベースに掲載されていない二次データについては、試行事業
		事務局が「参考データ」として用意したもの
13	表示方法	

13-1	表示単位	算定単位とする。ただし、指針および PCR 策定基準にある表示方法も認めるが、この場合はその適切性は検証の対象とする。
13-2	ラベルの位置、サイズ	 「カーボンフットプリントマーク等の仕様」に従う カーボンフットプリントのラベルは容器包装上に表示することができる。また、ラベル以外の表示としてPOP表示、パンフレット表示、インターネット表示を認める 削減率などの比較表示については、「CFPの削減率の算定方法について」に従う
13-3	追加情報の表示	 調理にシナリオを設定した場合は、詳細情報にシナリオの内容を記載することとし、追加情報にシナリオの内容を詳細情報に記載した旨を表示しなければならない。 生産者、事業者の GHG 排出量削減努力を適切に消費者に伝えるため、同一事業者による同一または類似と判断される商品に関する経年の削減量の表示を追加してもよい 各プロセスを担う事業者ごとの削減努力を促す効果を期待し、プロセス別表示、部品別表示を追加表示してもよい 追加表示の表示内容(例えば、削減量表示においては、削減前の GHG 排出量を含む)に関しては、CFP検証パネルにおいて適当と認められた内容のみ表示することができる。



- ※1 平成22年の基本ルールの改訂において、販売プロセスはその適切な算定方法が整備されるまでの間、算定対象外とすることとなった。 そのため販売プロセスは暫定的に算定対象外とする。
- ※2 リサイクルの準備プロセスまでを計上する。
- ※3 (参考) 現在「漁業、水産養殖業」の製品に係る PCR が策定されていないことから、この「水産加工食品」PCR の生産段階において、水産一次産品の生産プロセスを取り扱う。なお、「漁業、水産養殖業」の製品に係る PCR が将来的に策定された場合、ライフサイクル全体に対する CO2 排出量の寄与度が高い水産一次産品の生産プロセスは、同 PCR の生産段階に配置され、この PCR でその引用をするように改訂することが出来るものとする。

附属書B:輸送時の燃料消費に伴うGHG排出量の算定方法(規定)

B.1 燃量法

- 1) 輸送手段ごとの「燃料使用量 [L]」を収集する。
- 2) 燃料使用量[L]と燃料種ごとの「供給、使用に係るライフサイクル GHG 排出量[kgCO₂e/L]」(二次データ)を乗算し、GHG 排出量[kgCO₂e/L]を算定する。

B.2 燃費法

- 1) 輸送手段ごとの「燃費[km/L]」と「輸送距離[km]」を収取し、次の式により燃料使用量[L] を算定する。 燃料使用量[L]=輸送距離[km]/燃费[km/L]
- 2) 「燃料使用量 [L] と燃料種ごとの「供給、使用に係るライフサイクル GHG 排出量[kgCO₂e/L]」(二次データ)を乗算し、GHG 排出量[kgCO₂e/L]を算定する。

B.3 トンキロ法

- 1) 輸送手段ごとの積載率[%]、輸送負荷(輸送トンキロ) [tkm]を収集する。
- 2) 輸送負荷 (輸送トンキロ) [tkm]に、輸送手段ごとの積載率の「輸送トンキロ当たり燃料消費による GHG 排出量[kgCO₂e/(tkm)]」(二次データ) を乗じて、GHG 排出量[kgCO₂e/kg]を算定する。

附属書 C:輸送シナリオ (規定)

ライフサイクル段階	設定シナリオ
原材料調達段階	①輸送が陸運のみの場合
サイト間輸送	<輸送距離> 500 km
	<輸送手段> 10 トントラック
	<積 載 率> 62%
	②輸送に海運が伴う場合(国内輸送、生産サイト→港)
	<輸送距離> 500 km
	<輸送手段> 10トントラック
	<積 載 率> 62%
	③輸送に海運が伴う場合(港→港)
	<輸送距離> 港間の航行距離(※)
	<輸送手段> 冷凍コンテナ船(>4,000 TEU)
	④輸送に海運が伴う場合(国際輸送、港→納入先)
	<輸送距離> 500 km
	<輸送手段> 10 トントラック
	<積 載 率> 62%
生産段階の廃棄物の輸送	①廃棄物の輸送
	<輸送距離> 50 km
	<輸送手段> 10 トントラック
	<積 載 率> 62%
流通段階	物流倉庫を経由する場合
水産加工食品輸送シナリオ	①生産サイト→物流倉庫
	<輸送距離> 1,000 km
	<輸送手段> 10 トントラック
	<積 載 率> 50%
	②物流倉庫→店舗
	<輸送距離> 500 km
	<輸送手段> 10 トントラック
	<積 載 率> 50%
	③物流倉庫→消費者
	<輸送距離> 500 km
	<輸送手段> 2 トントラック
	<積 載 率> 50%
	物流倉庫を経由しない場合
	①生産者サイト→消費者
	<輸送距離> 1,000 km
	<輸送手段> 2 トントラック
	<積 載 率> 50%
流通段階	①物流倉庫→消費者までの輸送
容器包装、輸送資材輸送シナリオ	<輸送距離> 50 km
	<輸送手段> 2トントラック
	<積 載 率> 50%
	②物流倉庫、販売サイト→廃棄物処理施設までの輸送
	<輸送距離> 50 km
	<輸送手段> 2 トントラック
	<積 載 率> 50%
廃棄・リサイクル段階	ごみ集積場所から処理施設までの輸送
	<輸送距離> 50 km
	Leave the state of

<輸送手段> 2 トントラック
<積 載 率> 50%

- ※ 国際間航行距離は、カーボンフットプリント制度試行事業事務局が「参考データ」として用意する。
- ※ 冷凍・冷蔵・チルドのトラック輸送を行う場合は、カーボンフットプリント制度試行事業事務局が「参考データ」として用意する。

付属書 D:輸送シナリオ設定の考え方(参考)

輸送シナリオ設定(輸送距離、輸送手段、積載率)の考え方を次に示す。なお、いずれのシナリオにおいても、冷蔵、冷凍輸送を行う場合には、カーボンフットプリント制度試行事業事務局が「参考データ」として用意するものを使用する。

D1:輸送距離

<国内輸送の場合>

一次データ収集のインセンティブが得られるよう、平均的な距離ではなく、ありうる長めの輸送距離を設定した。

(ア) 市内若しくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合:50km 【考え方】県央→県境の距離を想定

(イ) 県内に閉じることが確実な輸送の場合:100 km 【考え方】県境→県境の距離を想定

(ウ) 県間輸送の可能性がある輸送の場合:500 km 【考え方】東京→大阪程度の距離を想定

(エ) 生産者→消費者輸送で、消費地が特定地域に限定されない場合:1,000 km 【考え方】本州の長さ1,600 km の半分強

<海外での国内輸送の場合>

(ア) 生産サイトから港までの輸送:500 km 【考え方】州境→州央の距離を想定

<国際輸送の場合>

出発港から到達港の航行距離を採用する。

国際間航行距離は、カーボンフットプリント制度試行事業事務局が「参考データ」として用意する。

D.2:輸送手段

<国内輸送の場合>

モーダルシフト等による物流 CO₂ 削減対策などのインセンティブが得られるように基本的にトラック輸送を想定。物流事業者は大きな車格、その他は小さめの車格を設置した。

- (ア) 物流事業者による輸送:10トントラック
- (イ) その他事業者による輸送:2トントラック

<国際輸送の場合>

全て海上輸送とし、手段は「冷凍コンテナ船(>4,000 TEU)」で統一する。

<海外生産地での国内輸送の場合>

全て陸上輸送とし、手段は「10 トントラック」で統一する。

D.3:積載率

一次データ収集のインセンティブが得られるよう、平均的な積載率ではなく、ありうる低めの積載率を設定した。